少年非行防止協力店制度実施要領の制定について

平成20年12月19日例規（少）第126号

最近改正　令和４年３月30日例規（少）第41号

この度、別記のとおり少年非行防止協力店制度実施要領を制定し、平成21年１月１日から実施することとしたので、実効の上がるように努められたい。

別　記

少年非行防止協力店制度実施要領

１　制度の趣旨

この制度は、少年が利用する機会が多い娯楽施設（以下「営業所」という。）を営む者（以下「営業者」という。）からの同意を得て、後記３の指定の要件を満たす営業所を少年非行防止協力店として指定することにより、地域社会が一体となった非行防止活動を推進しようとするものである。

２　指定の対象

少年非行防止協力店の指定の対象となる営業所は、次に掲げるものとする。ただし、営業の形態が単体・複合、会員制・非会員制又は有償・無償を問わない。

(１)　ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第３条第１項の許可を受ける必要のない形態で、遊技設備により客に遊技をさせる営業所を含む。）

(２)　ボウリング場

(３)　カラオケボックス

(４)　漫画喫茶

(５)　インターネットカフェ

３　指定の要件

少年非行防止協力店の指定は、営業者、その代理人、使用人及びその他の従業員（以下「営業者等」という。）が営業所を利用する少年に対して、次に掲げる非行防止活動が行えることを要件とする。

(１)　風営適正化法、大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年条例第６号）又は大阪府青少年健全育成条例（昭和59年条例第４号。以下「育成条例」という。）に基づき対象となる少年の立入りの制限を遵守し、帰宅を促す指導を行うこと。

(２)　酒類、たばこ及び喫煙具を要求された場合は、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）及び二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）に基づく年齢確認を行い、20歳未満の者であることが判明した場合は要求を拒否すること。

(３)　刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に違反する者を発見した場合は、直ちに注意、指導又は通報を行う等、当該行為を容認し、又は看過しないこと。

(４)　不良行為をする者を発見した場合は、直ちに注意、指導又は通報を行う等、当該行為を容認し、又は看過しないこと。

４　指定

(１)　警察署長（以下「署長」という。）は、生活安全課（生活安全刑事課を含む。以下同じ。）の警察官が管轄区域内に所在する、前記２の指定の対象となる営業所に風営適正化法又は育成条例に基づく立入りを実施した結果、法令の遵守状況等が良好で、健全な営業を行っている営業所については、その営業者等に対して、本制度の趣旨等を説明し、少年の非行防止活動への協力を依頼するものとする。

(２)　署長は、前記(１)により協力を依頼した営業所の営業者から少年非行防止協力店として少年の非行防止活動を行う旨の同意を得たときは、少年非行防止協力店加入同意書（別記様式第１号）を受理するものとする。

(３)　署長は、前記(２)による同意を得た場合は、生活安全課の警察官に同意を得た営業所の調査を行わせ、その結果を営業所実態調査結果報告書（別記様式第２号）により報告をさせるものとする。

(４)　署長は、前記(３)の調査の結果、前記３の指定の要件を有すると認められる場合は、少年課長と協議の上、当該営業所を少年非行防止協力店として指定し、営業者に標識（別記様式第３号）を交付するものとする。

(５)　指定に関して少年課長と協議する場合は、少年非行防止協力店加入同意書及び営業所実態調査結果報告書の写しを少年課長に送付するものとする。

５　解除

(１)　署長は、少年非行防止協力店の営業者等が前記３の指定の要件を遵守していないと認める場合は、当該営業者等に対して改善等の指導を行い、その後も指導に従わないときは、少年課長と協議の上、指定を解除し、標識の返納を求めるものとする。

(２)　前記(１)の場合において少年課長と協議をするときは、解除する理由等を記載した書面を送付するものとする。

(３)　署長は、少年非行防止協力店が廃業し、又は移転した場合、営業者の変更があった場合等は、指定を解除し、標識の返納を求めるものとする。

なお、指定の解除を行ったときは、その内容を少年課長に連絡すること。

６　遵守状況の確認等

(１)　署長は、少年非行防止協力店に対して、随時、前記３の指定の要件の遵守状況を確認するため、任意の調査を実施すること。

(２)　前記(１)の任意の調査を行う際には、少年の健全育成上必要な情報提供及び情報交換を行い、良好な協力関係の保持に努めること。

７　講習の開催

少年課長は、少年非行防止協力店の営業者等に対して、年１回講習を行うものとする。

８　留意事項

(１)　少年非行防止協力店として指定し、又は前記３の指定の要件の遵守状況を確認する際の営業所に対する調査は、任意の調査として営業者等の承諾を得てから行い、営業者等の正当な営業の妨げにならないようにすること。

(２)　標識は、店舗の出入口等、公衆から見やすい場所への掲示を依頼すること。

(３)　本制度の趣旨等を積極的に広報し、その普及促進に努めること。